

附 帶 條 件

- 1、本等議に付犧牲者を出さざること
- 2、争議中の日給金額支給されたきこと
- 3、争議中の費用は益々金額會社負擔のこと

十 三 經 過

出勤停止を命ぜられた人夫は十一月二十九日全額九州同盟會の應援を得て翌三十日朝出勤の途中を擁し人夫約六十名を動員して罷業を決定し八幡市彌生町の日鐵従業員組合事務所を集合協議の結果要求書を作成し同日の夕刻九時幹部並争議團員代表四名が會社を訪問したるも工場長不在の爲工務課長に面會して要求書を提出し明日午前九時再度訪問することを約して引揚げた。

十二月一日朝争議團は出勤前の未参加人夫の各自宅を訪問

して更に十數名の参加を得たる爲午後二時頃争議團本部を會社近くの空家に移し資金の調達演説會の準備に奔走し遂に約東の午前九時には會社を訪問出来ず午後四時四十五分争議團側代表六名が會社を訪問し高良重役某他會社幹部と會見したる處組合側より會社の購買は單に日必必要なる人夫を繰出すのみにて仕上高賃金の算出並支拂作業の監督等請て會社側で取扱はれ何等常備と變る處なしとて強硬に迫りたる處會社購買購買人の困難にて何等通知せざる處であるが購買人に力なく且つ從來より研究し既に常備に引直すべく内定し居ることとして之を認め其の他の事項は双方互譲するに至りたる結果午後九時左記條件を以て解決したのである。

十 四 解 決 條 件

- 1、要求書第一條は明年四月一日より會社直營作業とす